

NTT企業年金 受給者勝利判決

東京地裁 退職者の減額認めず

NTTが退職者の企業年金減額承認を求め、国（厚生労働大臣）を訴えていた裁判の判決が10月19日にありました。東京地裁は原告NTTの訴えを退けました。

裁判所が、安易な受給者減額にストップをかけたものとして注目されています。

地裁判決は、圧倒的多数の企業年金受給者と労働者に大歓迎されています。

月約1万円の退職者の年金減額求め NTTが国を訴えた裁判

NTT企業年金は、掛金や年金資産の運用益が非課税であるなど、優遇措置を受けている制度です。受給者減額は原則として行えず、減額を行う場合には、国（厚生労働大臣）の承認を必要とします。そのため、2005年9月、NTTは、14万人退職者の年金月約1万円減額を求めて厚生労働大臣に承認申請しました。

しかし、2006年2月、厚生労働大臣は、「NTTは経営悪化の状態にない」ことを理由に退職者の年金減額を不承認としました。NTTは、これを不服として国を訴えていたものです。

「経営悪化などと到底言えない」

NTTは、裁判において、「NTT労組との合意にもとづくもの、退職者の3分の2以上が同意している」と、退職者の減額を求めました。

判決は、「企業の自主性、労使の合意（多数決による意思決定等）のみに委ねるのではなく、受給権を保護するために必要な定めを置くことは法の趣旨」と断じました。そして、「NTT東西は、約1000億円前後の当期利益を継続的に計上し、約600億円程度の配当を実施していたものであるから、・・・経営状況が悪化」したものであったとは到底いえない、「予定利率引下げは、実際の利回りを踏まえて行われたものとは到底いえない」として、NTTの主張を退けました。



NTT年金財政
極めて良好

NTTは控訴するな！

退職者も訴訟に参加

この裁判は、退職者の権利に関する裁判であるため、約600人の退職者が裁判に参加しました。訴訟参加人は、NTT企業年金には減額しないという契約があり、同意書はそのほとんどが強制で行われ、無効であるなど、NTTにおける実態を告発しました。東京地裁の受給者勝利判決は、2万人の不同意者をはじめ、退職者と労働者の粘り強い運動の成果です。

NTT 黒塗り制度を悪用

NTTは、この裁判において、訴状 答弁書 訴訟参加申立書等の訴訟記録の一部を営業秘密と偽り、大量に黒塗りにし、国民の目が届かないところで裁判を行おうとしました。しかも、裁判模様を紹介する「東京連絡会」のホームページから訴訟記録を削除するよう執拗に迫りました。しかし、坂本光治さんから退職者70名が、「企業年金情報は開示義務があるもの」として異議申立を行い、黒塗りは全面的に撤回されました。

年金資産一兆三四三億円

剰余金（別途積立）九一八億円

平成18年度のNTT企業年金財政は、これまで
の繰越不足金437億円を清算し、918億円も
の剰余金（別途積立金）が計上されています。NT
T企業年金財政は極めて良好です。
受給者減額の根拠はありません。NTTは、地裁
判決に従い、控訴はやめるべきです。

平成18年度NTTグループ規約型企業年金状況

特別掛金収入現価 2177億円	別途積立金 918億円
年金資産 1兆3423億円	加入者分数理債務 2736億円
	待期者及び受給者分 数理債務 1兆1946億円

①数理債務とは将来の年金給付に必要な現在額

②特別掛金収入現価とは過去勤務債務のうち積立が予定されている額

③別途積立金とは年金資産が責任準備金を上回る剰余金の額

NTTの企業年金減額に反対する東京連絡会

2007.10 発行 〒114-0003 東京都北区豊島 1-1-1

NTT王子ビル別館 通信労組東京支部気付

電話 03-5390-2413 FAX 3-5390-2414

代表世話人 林 大山 島村孜朗 外川洋子

HP <http://nttkigyounenkin.tk.to/>

(NTT企業年金受給者減額差し止め訴訟)

通信労組東京支部